

# 経済活性化ワーキンググループ（第1回） 議事概要

1. 日時：平成24年10月26日（金）14:33～15:47
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：  
（委員）大室康一（委員長代理）、佐久間総一郎（委員会構成員）、石黒不二代、大崎貞和、武井一浩、鶴光太郎  
（政務）岡田副総理、藤本副大臣、郡大臣政務官  
（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官
4. 議題：  
（開会）  
（1）経済活性化に係る規制・制度改革要望について  
（2）今後の進め方について  
（閉会）
5. 議事概要：  
○中原参事官 それでは、「規制・制度改革委員会経済活性化ワーキンググループ」を開催いたします。皆さま方には御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
本ワーキンググループの事務局を務めます、規制・制度改革担当事務局参事官の中原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。  
本日は岡田副総理、藤本副大臣、郡大臣政務官に御出席をいただいております。開会に当たりまして、岡田副総理から御挨拶を頂戴できればと存じます。  
○岡田副総理 今日はありがとうございます。この経済活性化ワーキンググループの委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。  
実は今日は閣議がありまして、経済対策の策定ということを政府としては決めておりますが、そういう中で規制・制度改革は財政措置によらない経済活性化策として、重要な柱の一つと位置づけられております。  
今日私は閣議で発言をいたしました。その中で2つの項目。一つは「日本再生戦略」の前倒し、加速に関する規制・制度改革ということで、グリーン、ライフ、農林漁業分野における規制・制度改革。そして、いま一つがこのワーキンググループに関係するところですが、「モノ」「人」及び「お金」。「人」「モノ」「お金」になっていないところがみそなのですが、「モノ」「人」及び「お金」がダイナミックに動く環境の整備に係る規制・制度改革。この2つについて、しっかりと政府の中で議論をしていきたいと考えております。

今、議論しております経済対策につきましては、11月末に取りまとめるということになっておりまして、その関連でこのワーキンググループでも御議論をいただき、時間もなくて大変恐縮なのですが、11月中には中間的な成案を得たいと考えているところでございます。

「モノ」「人」「お金」がダイナミックに動くような環境の整備に向けた規制・制度の改革について、是非有意義な御議論をいただければ大変ありがたいと考えております。

○中原参事官 副大臣、政務官におかれましても一言いただければと存じます。

○藤本副大臣 本日は大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。タイトなスケジュールでお願いをしてしまったことに恐縮しておりますけれども、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、副総理からお話がありましたとおり、いわゆる活性化という意味では、この財政出動によらない規制・制度改革は大変重要だと思っております。時代の変化と共に様々な制度を変えていくというのは、ある意味必然ではあるのですが、この国際化の中で、他国との比較で、日本だけがそのあたりで遅れてしまうと、どうしてもいろいろな人・モノ・情報・金の流れが、海外発ということになってしまう可能性は非常に高いものですから、そういう意味でもスピーディーにこういう改革をやっていただけることに大変感謝したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○郡政務官 今日は本当にありがとうございます。

今、副総理、副大臣からもお話がありましたけれども、時代の変化に合わせて必要になってくる規制・制度改革のみならず、創造的な先を読んだ取組が重要になってくると思っております。

是非、委員の先生方には、短い期間ではありますが、活発な御議論をいただきまして、より建設的な御提言をいただけますようお願い申し上げたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○中原参事官 ありがとうございます。

それでは、報道の皆さまには、ここで御退室をお願ひいたします。

(報道関係者退室)

○中原参事官 会議の主査は特に定めませんが、進行役を規制・制度改革委員会の委員である大室委員長代理にお願ひしたいと存じますが、皆さまいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中原参事官 それでは、本日は初回でございますので、各委員の皆さまから一言御挨拶を賜りたいと存じます。まず、大室委員長代理に御挨拶をいただきまして、その後は大室委員長代理の進行で資料2の構成員名簿の順番で御挨拶をお願ひいたします。

なお、秋池委員と上村委員は所用により御欠席でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大室委員長代理 今、御紹介いただきました大室でございます。

私は規制・制度改革委員会の第2クールから参加し、ちょうど今回で3回目でございます。三井不動産に勤務しております、現場を中心に歩んでまいりましたので、規制・制度改革の中でも特に規制に関する面については、都市開発などの事業に取り組んできた中で苦労を感じた経験もございます。こうすればよかったとか、ああすればいいなという思いも込めて、この規制・制度改革委員会の構成員を務めさせていただいております。

今まで規制・制度改革の議論の中で、「規制を突破する」というような言い方をしてまいりました。そのような捉え方で、少しでも「モノ」「お金」「人」が活発に動くような、また、経済活動の原点に帰るような提言ができればよいという思いを持って、今回のワーキングに臨んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御参加しておられる委員の皆さまから、抱負あるいはお考えなども御披露いただければありがたいと思います。私の方から指名させていただきます。

まず、規制・制度改革委員会構成員の佐久間委員からお願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。御紹介いただきました佐久間と申します。私は第3クールから参加しております。

今回、こういう形で経済活性化ワーキンググループの委員にいただいたことを大変感謝しております。特に先ほど副総理からお話のあった非常にタイトなスケジュールというのも、正に今の経済界の厳しい環境を考えれば、1日でも早く議論が進み、成果が出るということは、本当に重要なことだと思っています。

その意味でも、この議論に参加させていただいたからには、議論をいろいろさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

石黒委員、お願いいたします。

○石黒委員 初めまして、ネットイヤーグループという会社の代表をしております石黒と申します。

今まで、経済産業省の委員などは何度か産業構造審議会を中心にやらせていただいているのですけれども、内閣府に御指名をいただくのは初めてでございます。

私どもはまだ300人くらいの小さな会社で2008年にマザーズに上場をいたしました。インターネットを中心とするマーケティングの支援会社でございます。

私はITの分野。そして、委員の皆さまの顔ぶれを拝見しますと最も小さな会社ですので、ベンチャー企業の代表として、本当に規制緩和ということには強い関心を持っております。

日本の経済力、特にITの重要性というのは本当に強まっております、このITの業界で今、アメリカのひとり勝ちという状況なのですけれども、それには民の努力の他に、やはりアメリカの法律ですとか、ベンチャー企業、IT企業に対しての非常に柔軟な法制度というものがそれを促進してきた側面がございますので、日本でもそういった改革が

早急に行われるといいと思っておりますので、そういった方面から発言をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

大崎委員、お願いいたします。

○大崎委員 大崎でございます。

私は、野村総合研究所で、資本市場の法制度について、ずっと調査、研究をやっております。その関係で自分の専門分野である資本市場の規制について意見を申し上げることができるのではないかと考えておりますと同時に、そういう市場を見ている人間からすると、自分の直接の専門分野以外にもいろいろと何でこういう規制があるのかなと首をかしげるような現象も日々見聞きしているものですから、その辺について幾らかでも議論に貢献できればと思っております。

規制というものが全部要らないという単純なことを言うつもりは全くないのですが、ただ、規制の目的に照らして、本当にこのやり方が一番合理的なのか、あるいは必要最小限の経済活動の阻害要因ということで止まっているのかどうかというのは、常に見直していく必要があると思っております。何と言いますか単純に困る人がいるから外せとかそんな話ではなく、規制の目的に照らしてどうするべきかという、ある意味、腰の据わったきちんとした議論ができればと思っております。

○大室委員長代理 大変示唆に富んだ話ありがとうございます。

武井委員、お願いいたします。

○武井委員 弁護士の武井でございます。よろしくお願いいたします。

私は企業法の現場の弁護士でございます。規制はマクロな形でポンと作られるわけですが、私どもがいるミクロなところでマクロでは見えていなかった部分のずれがいろいろ出てきます。これは規制を作る以上常に生じる運命だと思います、作っているのは神様ではなく人間なので全部が見えるはずではないわけで。規制を入れてみてから起きるミクロで生じる不具合がいろいろございます。

できるだけ社会に付加価値が生まれる経済活動を行っていただくという観点から、例えば規制の前提が変わっているのにいつまでも放置されていたり、これは日本に限りませんが、一つ何か事件が起きて、わっとマスコミ等で騒ぎとなり、短期間で何かやれとなったりする。そこで大体間違うところは、何か対処すべきという目的では皆様一致するのですけれども、手段の選択で間違うことが多いわけです。手段には複数の選択肢があるにもかかわらず、その選択肢の部分の議論が時間をかけずに不十分にポンと早く行ってしまうと。後でおかしかったとなっても一回できた規制はなかなかなくならないと。そういう社会現象を現場でいろいろ見えています。

規制というのは、単になくなるというより、全てはバランス論になると思います。バランスをどうシフトさせるのが良いのかという調整の問題だと思っております。規制を動かすことでいい経済活動は行われ、依然として規制すべき点は規制するという、色塗

りの部分を常に見ていかなければいけないと思っております。よろしくお願ひいたします。

○大室委員長代理 どうもありがとうございます。

最後に鶴委員、お願ひいたします。

○鶴委員 慶応大学の鶴でございます。よろしくお願ひいたします。

私はここにいらっしゃる例えば大崎先生とか武井先生と、かつてはコーポレートガバナンス、会社法制と金融的な問題を議論させていただいて勉強させていただいた仲なので、実はそちらの方も非常に興味があるのですが、今回はやはり先ほど副総理がおっしゃられた「人」の部分です。雇用・労働の問題。ここを今、私は中心に研究対象としておりまして、やはり日本は失われた 20 年ということを行いますけれども、この間の中で、「人」の問題というのが手つかずにそのままずっと残されてきた。他の例えば不良債権問題とか、かつて日本を大きく揺るがした問題。それはそれなりに解決するという形で来ているのですけれども、ここは手つかずに来た。

この問題を我々がいろいろ真剣に考えないと、この先の日本の将来はないというところまで来ているのではないかなといった意味で、私はやはり企業側、それから労働者、双方が本当にハッピーになれるような仕組みというのはどうしたらいいのかなという視点から、今の規制・制度の問題をきちんと考えていかなければいけないなと思っております。

今回、このようなグループに構成員ということで参加させていただくことを本当にありがたく思っておりますし、そこで私なりにいろいろ議論をさせていただければなと思っております。よろしくお願ひします。

○大室委員長代理 どうもありがとうございました。

皆さまから抱負をお伺いしまして、早速議事に入りたいと思っておりますが、議事に入る前に 1 点確認させていただきたいと思っております。本ワーキンググループは議事概要を公開することになっておりますので、皆さまの発言そのものが公開されるということを御認識いただいた上で、御了解をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大室委員長代理 どうもありがとうございます。

皆さまの意見は、前向きに、また皆さま方のそれぞれの専門以外の部分についても積極的にお話をいただいて、まとめていきたいと思っております。

それでは、議題 1 に入ります前に、10 月 4 日の「規制・制度改革委員会」において取りまとめられました、既に皆さまからもいただいておられます本ワーキンググループに関する問題意識と検討課題について、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○中原参事官 それでは、資料 1 をお開きください。10 月 4 日の規制・制度改革委員会の資料でございます。委員会におきましては、まず、個別、具体的な規制・制度改革に

ついでに論点の検討を進めるに当たっての、基本的な視点を御論議いただいたところでございます。

【視点1】 消費者・ユーザーに対する多様な選択肢の確保。

【視点2】 多様な選択肢を確保する公正な競争条件の整備。

【視点3】 「事件に」対する過剰対応の見直し。

先ほどの武井委員の御指摘のところとも相通ずるところもあるかと存じます。

【視点4】 より緩やかな規制への移行。

【視点5】 国際的な整合性の確保。

【視点6】 民間の活力による社会的課題の解決。

【視点7】 多様な主体の参画によるセキュリティの確保。

こういった視点で個別、具体的な検討を進めていくべきであるという御議論を頂いたところでございます。

次に本ワーキングの趣旨、問題意識について御議論いただいたところを御紹介申し上げます。4ページをお開きいただければと存じます。

先ほど副総理からもお話を賜りましたとおり、当ワーキンググループにおきましては、当面の課題であるデフレを脱却し、中長期的にも所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済運営を可能にするために、「人」「モノ」「お金」のダイナミックに動く環境を整備する。

「人」を動かす観点からは「守りのモード」から「攻めのモード」へ。

「モノ」を動かす観点からは、国内外における取引機会の拡大や物流の活性化、公共データの民間開放等、各種の無形の知的資産の有効利用を促進すること。

「お金」を動かす観点から、多額の金融資産が我が国における消費や投資につながるメカニズムを構築すること。そうした問題意識で御検討いただくべく、ワーキンググループという運びになったということでございます。

私からは以上でございます。

○岡田副総理 やはり「モノ」「人」「お金」ですよね。

○中原参事官 そのようにさせていただきます。

○大室委員長代理 今、副総理から御指摘がありましたように、「モノ」「人」「お金」という順番でこの議論も進行を進めていくという形になると思います。

○中原参事官 資料3は「お金」「モノ」「人」の順番で作っております。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

規制・制度改革委員会の10月4日の議論について、概要を御説明させていただきました。ただいまの説明並びにお手元でございます資料1について、このワーキングで御質問、説明等、御意見ありましたらお願いしたいと思います。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 先ほど【視点3】で話題になりましたけれども、なぜこういう過剰対応になるのかなということを考えますと、やはりそれぞれ霞ヶ関の役所で行政をやっているところは、失敗をしたらだめだ、どんな間違いも起こってはいけない。もちろん失敗はあるわけです。それを絶対ゼロにしなければいけないという前提を置くと、どんどんこの過剰規制というのは厳しくなる。

民では当然いろいろなリスクとかそういうものを考えた上で、そういうことが失敗したときにも、例えばどういう対応をすればいいのかとか、そういうものを全部ちゃんと準備をしておくわけです。でも、役所はそもそもそういうことが起こったらだめだということを前提にする。

この中で医療とか健康にかかわる部門、特に人間の命にかかわるところはその傾向がかなり強いです。そのため、実際には規制がどうしても過剰になりやすい。これは規制の問題を考えると一番悩ましい問題の一つだと私は思うのですけれども、そういうことを考えた上で、こういう問題にどう対処するのかというのが、このワーキンググループでも多分大きな視点になると思います。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

武井委員、どうぞ。

○武井委員 補足しますと、何か問題が起きてはいけないというところにつながるのですが、**「問題は絶対起きないのですね」**といった無の立証責任を規制緩和の際に求めてしまうべきではないと思います。誰も無の立証などはできないわけですから。無の立証責任を果たさないと規制を直しませんというメンタリティー。別に誰が悪いという話ではなくて、そうなりがちになるプロセス自体も考えていく必要があるかなと思っています。

○大室委員長代理 大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 今の御意見に全く賛成なのですが、もう一つ視点をちょっとつけ加えさせていただきますと、私は規制の杓子定規な運用というものが、経済活動に非常によくない影響を与えていると感じております。

つまり、確かに法令を適当に適用していいのだと言ってしまうとそれはむちゃくちゃだという話になるわけですが、日本のいろいろなルールというのはものすごく細かく作り込まれていまして、例えば私の専門分野の金融商品取引法などというのはある意味、悪い典型例なのかもしれないのですが、大きなルールがあって、それを個別の事案に当てはめていくというよりは、ものすごく細かいことが全部決まっていて、さらにはその細かいことのさらに適用除外を軽微基準というので全部列挙してあるという形になっているものですから、非常に形式的に規制を守ればいいという目的を忘れたようなプレーヤーの行動にもなるし、他方で形式的に抵触してしまったから何らかの制裁を加えないといけないということになると、今度は過剰コンプライアンスと言うのですが、

本来の筋から言えば全く規制に触れるはずがないのに、自制してしまうという行動を生む。

この過剰な拘り定規な適用による萎縮効果をどうやって取り除いていくかという視点を、私も具体策が必ずしも案としてあるわけではないのですが、是非議論できればと思います。

○大室委員長代理 今おっしゃった視点の問題についてもいろいろ御意見があると思いますが、石黒委員、ありますか。

○石黒委員 今回の委員会は、現状ある規制の改革というところに焦点が当てられていると思うのですが、私がおります IT 分野ですと、例えばアメリカと日本でインターネットの分野で大きな格差ができてしまった。アメリカでは政府が旗を振って主導的に法律をまず作っていくところからなされたわけです。ゴア副大統領ですとかが旗振り役で、今では、アメリカでアマゾン税みたいなものが論議されているのですが、それは、やっと法律が反対に動き出したということです。

具体的に言うと、以前の法律ですと、アメリカは消費税が州税だったために、いわゆる EC では全く消費税がかからない状況が 15 年間ありました。それはある意味、恣意的に放置をしておいたわけです。恐らくアメリカ政府が新しい産業を起こそうという意図もあったと思うのです。それでインターネットで買い物をすれば、もちろん消費税がかかりませんから、非常に活性化されました。こちらはある意味では新しい規制の法律を作らないということに対して、政府が積極的に旗振り役をしたという観点もあると思いますので、政府の役割というのは、新産業を創造するときにやはり大きな役割を担っていると思います。そういうところも議論ができたらなと思います。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

一通り新しい委員の皆さまにも視点についてのお話をいただいたと思いますが、新たな視点というよりも、議論の方向性についていろいろな御意見が出てきていたと思います。

それでは、具体的に本日の議題 1 「経済活性化に係る規制・制度改革要望について」に移らせていただきます。事務局の中原さんより御説明をお願いしたいと思います。

○中原参事官 それでは、資料 3 をお開きください。

これは 10 月 23 日の時点で国民の声等々で寄せられました要望事項などの一覧表を「お金」「モノ」「人」の順番で、事務局の方で整理をさせていただいたものでございます。どういった要望が出ているかということにつきまして、かいつまんで概略を説明させていただきます。

まず 1 ページの「お金」について、要望としまして、先ほどの多額の金融資産をいかに産業に回していくかという観点とも相通ずるものがあるかと思いますが、銀行の 5% ルールあるいは保険会社の 10% ルールというものに関する御要望が多く寄せられています。

例えば4番などは保険会社がベンチャーキャピタルに対する出資を増やしてもいいのではないかと、5、17番も5%ルールですし、少し飛びますけれども、34番も5%ルールに関するものでございます。

それと相通ずるものですが、金融機関がそうした多額の金融資産を業務の範囲の拡大ということを通じて運用していくという観点からいきますと、例えば39番などの「銀行法上の特定子会社の業務の範囲の拡大」ということで、現在ベンチャー企業や事業再生の資金調達について、組合形態でのスキームアップが増加していることを踏まえまして、銀行の特定子会社の業務範囲ということに、GP兼務を兼営することを許容すべきではないかという要望がございます。

3つ目の類型としまして、起業促進の観点からの証券規制の緩和に関するものについていいかと存じます。例えば3ページを開いていただきまして、15番「内部統制監査報告書の提出義務の免除」、16番「財務諸表の提出義務の免除」、22番「証券規制における民事責任の見直し」、23番「証券規制における適正手続の保障」といったようなものがこれに関連するかと存じます。

4つ目の類型として、債券流動化といったものに勘案するようなものとして、例えば40番、サービサーが「債権管理回収業に勘案する特別措置法」いわゆるサービサー法に基づく特定金融資産の債権の範囲の拡大といったような要望。あるいはこれに関連する41番「ファクタリング業務に係る規制緩和」といったものがございます。

企業年金に関するものとして、71～78番までなどは、企業年金の運用に関する規制・制度改革要望と言ってよろしいのではないかと思います。

次に「モノ」に関する改革要望の概略でございますけれども、12ページ以降でございます。例えば海上物流に関するものとして、4番、5番、6番「瀬戸内海航路における航路内通行規定の緩和」といったもの。20番「狭水道における各種規制の見直し」、あるいは22番「自動車運転者のフェリー乗船時の拘束時間の見直し」ということで、自動車の運転者がフェリーに乗船する場合に、乗船時間のうち2時間については拘束時間ということをしている。したがってその分だけ賃金が高くなってしまいうわけで、その意味からフェリーを使うということが躊躇されていることで、乗船時間については全て休憩時間とすべきではないかといった指摘がございます。

「モノ」に関する他の類型としまして、輸出入手続に関するもの。例えば9番の「輸出通関申告先官署の自由化」、11番「航空貨物の国際線航空機への直接機移しの承認」、21番「電子輸出申告の24時間化」ということで、電子輸出申告で審査区分が1となりますと、即時輸出が可能となりまして、輸出のリードタイムの大幅な短縮が図られていますが、システムの稼働が税関官署の開庁時間に限定されているということで、電子輸出としつつも、税関官署の時間に限定されているところを何とかすべきではないかという要望でございます。

「モノ」としまして、14 ページの 23～45 番までといったものが産業廃棄物の処理に関する要望でございまして、例えば 24 番などを御覧いただきますと、建設工事に伴って生じる廃棄物の処理につきまして、現在は元請業者が排出責任を負うとされていますけれども、発注者の同一事業所内で再利用されることが確実であるという場合については、何も元請業者が排出責任を負うということではなくて、発注者が負うとしてもいいのではないか。その際に発注者が再利用等しようとする対象物を明確にしまして、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者がかわって排出責任を負うことができる例外を設けるべきではないかといった要望でございまして。

関連しまして、16 ページからの 46～48 番といったものについては、工事を着工するときにかかる様々な手続的な規制についての合理化に関する要望とすることができるかとも思います。

次に 18 ページ以降の「IT」の関係につきまして、広義の「モノ」の関係でございまして。そこに関するものについて類型をちょっと御紹介しますと、IT と言いましても最初は根拠法令のところを見ていただきますと、自然公園法とか、農業振興地域整備法とか、生産緑地法といった法律がずらっと並びますが、この 1～37 くらいまでの要望と言いますのは、IT 関係のインフラ設備の敷設をする際の手続の合理化を求めるものであると類型化してもよろしいのかなと存じます。

例えば、1 番などの携帯電話基地局の公共施設としての取扱いということで、携帯電話基地局といいますのは私企業が設置・運用するものでありますので、自治体によって公共施設として扱うか否かの判断が分かれています。公共施設としての扱いを受けられない場合には、設置許可ができず、基地局整備に支障を来す恐れがある。

現在通信手段が固定電話から携帯電話へと変化していることを踏まえて、こうしたものを公共施設として認められると、国において判断基準を定めるべきではないかといったものが代表でございまして。

次にクラウド。先ほど石黒委員の御指摘の延長にもあるかと存じますけれども、クラウドに関する要望としまして、ちょっと飛びますが、41 番ですとか、あるいは 67 番、69 番、73 番といったところがクラウドに関するものでございまして。

特に 69 番につきましては、著作権法上、私的利用を目的とした著作物の複製が認められているにもかかわらず、複製物を保管・利用するためのファイルスペースをクラウド上で提供するサービスは、私的利用目的の複製とさせない「公衆用自動複製機器」による複製に該当し、違法とされる可能性が指摘されている。多種多様な携帯型端末とインターネットによる情報活用が普及している現状を踏まえて、私的利用目的を逸脱しない限りにおいて、クラウドメディアサービスによる著作物の複製・利用を可能とすべきではないか。

これはいろいろと議論があるところかと思ひまして、既にこうしたサービスをされていらっしゃる方もあるのではないかという指摘もありますけれども、未だにこういうことがあるという指摘をさせていただければと思います。

それから、67 番などの外為法上、国境を越えて技術取引をする際には、役務提供許可の取得が必要になりますけれども、クラウド上で技術情報を管理する際に、サーバーが仮に海外にあったりしますと、全て外為法上の許可をとらなければいけない。そこが煩雑ではないかといった指摘がございます。

次に個人情報保護法に関する指摘と言いますのが、27 ページの 75～78 番までなどです。例えば 75 番などを御覧いただきますと、個人情報の漏えい事故が発生した場合に、事後報告の義務がありますけれども、この義務について、委託先の宅配業者が誤配事故を起こした場合など、軽微な漏えい事項についても報告の意味があるのか疑問であるという指摘がある等々。そうした報告の範囲というものを明確化すべきではないかといった指摘がございます。

公的機関が保有する情報の利用に関するものとしまして、前に戻って恐縮ですが、25 ページの 61 番「政府・自治体の著作物の民間にする利用」、62 番「オープンガバメントの一層の推進」、64 番「公的機関が保有するデータの原則公開と民間による商用利用可能化」、65 番「公的機関が保有するデータに対する包括的ライセンスの制定」といったもの。66 番としまして、公開手続の簡素化といったものが挙げられるかと思ひます。もちろんこうした情報の利用については、医療情報をどう公開するかという問題も各論としてはあるのではないかと拝察いたします。

次に 31 ページ以降の「人」に関する要望でございます。

まず、労働時間のあり方についての柔軟化といった御要望が、1 番～7 番まででございます。「企画業務型裁量労働制にかかる対象業務・対象労働者の拡大」といったような要望でございます。

労働者派遣のあり方に関する要望というものが、12～17 番というものでございまして、例えば 14 番などを御覧いただきますと、労働者派遣制度における派遣受け入れの期間制限によりまして、当該期間を超えて同一業務において派遣就労を継続することができないため、当該業務で継続して就業することを希望する派遣労働者にとって必ずしも好ましい制度とは言えないのではないかと。

原則 1 年、最長 3 年とされている自由化業務における派遣の受入期間制限について、例えば最長 5 年程度に緩和すべきではないかといった御要望がその典型でございます。

民間有料職業紹介に関するものとしまして、18 番の民間の有料職業紹介所におきまして、被紹介者の職業が限定されているといったこと。あるいは年収といった限定が流動化を促すための阻害要因となっているという指摘等々でございます。

今、総覧的に分類して幾つかの要望を御紹介しましたがけれども、そうした中で今回の経済対策の趣旨をできる限り踏まえつつ、一つのたたき台のたたき台としまして、こう

したことから重点的に検討することも1案ではないかということで、参考までに御説明をさせていただければと思います。

まず「お金」に関する要望のところでは株式上場のコストの低減ということで、先ほどの一覧表でいきますと15番、16番、22番、23番といった個票がこれに該当するかと存じます。我が国の株式市場におけるIPO社数と言いますのは、2000年の204社をピークに減少傾向にありまして、2009年には19社、2011年は37社にすぎないということでございます。

背景にはJ-SOX法の制定といったことを指摘する声もありまして、米国でも同様のSOX法ができてからIPOの数が落ち込んだということで、一定の新興成長企業について開示義務などの合理化を図るJOBS法というものが制定されて、今年の4月から施行されているところでございます。

こうしたことは、先ほどの石黒委員の国の判断としてどこまでやるかという御指摘とも相通ずるかも存じますけれども、IPOのコストを低減させる観点から、一定の企業につきまして、内部統制監査報告書の提出義務ということについて合理化というものを図ったりですとか、あるいは有価証券届出書において提供が求められている監査済み財務諸表というのを、直近2年間分に限定したりするということが検討対象として考えられます。

証券規制における民事責任の見直しということで、これはいわば広義の日本版JOBS法と言うべきものかもしれませんが、現在、有価証券発行会社の流通市場における民事責任について、有価証券報告書等に重要な事項について虚偽の記載等があった場合には、書類の提出者が募集・売出しによらずに有価証券を取得した者に対して無過失責任を負うとされております。

何分にも比較法的にも異例であるという指摘があり、無過失というのは責任のあり方としてもかなり異例なものであるとの指摘もありまして、こうした責任を過失責任とすべきではないかという御指摘がございます。

証券規制における適正手続の保障ということで、課徴金に係る事件の過程において、間接的に供述を強制されたりですとか、あるいは弁護士・顧客間の連絡の提出を拒めなかつたりといったことなど、適正手続の観点から問題があるところ。こうしたことについて手続をきちんと整備をすることで、こうした取引に関する萎縮というものを取り除くべきではないかという御指摘がございます。

出資規制の見直し先ほど簡単に御説明をしましたがけれども、銀行本体は子会社と合算して国内の会社の5%、保険会社は10%を超える議決権の取得・保有ができないところ、例外的に、銀行・保険会社のベンチャーキャピタルが保有するベンチャー企業あるいは事業再生会社の株式というものは合算対象から除かれております。

しかし、株式保有期間は「10年以内」とされておりまして、10年を超えたら売却しなければいけなくなっているわけですが、株式保有期間を「15年以内」に延長すべきではないかという具体的な提案がございます。

10年、15年という議論なのか、そういったところについてももちろん議論はあるかと存じますし、現在の枠組みにおきましては、ベンチャー企業というものを限定的に列挙しておりまして、目まぐるしい技術革新を背景に、法令が予定していない新たな産業業種というものが登場してきた場合に、機動的な投資ができない。よってバスケット条項などを設けるなど、投資可能先を柔軟に増やせるようにするべきではないかという御指摘があります。

それから、信託財産として所有する株式についての議決権も、銀行法あるいは独禁法の適用対象となり、信託財産で所有する株式、固有財産として所有する株式という、いわば合算して適用になるわけですが、信託業法上の規律によりまして、信託銀行が受託者の地位を利用して、自己の目的のために信託財産である株式に係る議決権を行使することはできない。そうした信託法あるいは信託業法上の善管注意義務、忠実義務というものを前提にすれば、こうした5%ルールのあり方というのは、違った考え方があるのではないかということでございます。

次に「モノ」に係る要望でございます。

輸出通関申告先官署の自由化でありまして、現在、輸出入申告と言いますのは、貨物の保税地域等の所在地を管轄する税関官署等に申告することが義務づけられているところ、少なくとも特定輸出者、すなわちセキュリティ管理を含めて関税法に係る社内コンプライアンス管理を認定された輸出者の輸出申告については、申告先の税関官署を自由化すべきではないかという御指摘がございます。

狭水道における各種規制の見直しということで、海上交通安全法によりまして、浦賀水道航路などの11の航路の全区間または一部区間におきまして「速力の制限」とか「追い越しの禁止」といった規制が課されておりまして、こうしたことが航行の安全性を阻害しているということで、こうした現行規制の見直しを行うべきではないかという指摘がございます。

瀬戸内海航路も同様に航路内の通行規制の緩和を行うべきでないかという指摘もございます。

産業廃棄物の許可の見直しにつきましては、事業者が産業廃棄物の処理を自ら行う場合には、廃棄物処理業の許可は不要でございますけれども、処理を例えば100%子会社に委託した場合におきまして、別法人であることから「自ら処理」とはみなされずに、廃棄物処理業の処理業が必要になってしまう。こうしたことで連結経営をする一定の経営については「自ら処理」と位置づけて、必ずしも廃棄物処理業の許可を得なくてもよいのではないかという指摘でございます。

先ほど御紹介しました、工事の着工に関する手続の合理化といったことと相通ずるところがありますが、土地の形質変更時の届出要件の見直しの要望もございます。

「IT」に係る要望ですが個人情報の利用制限の見直しということで、先ほど個人情報保護法の要望を御紹介しましたが、個人情報の取扱いについては、その利用目的を特定すると共に、あらかじめ本人の同意をとらなければいけないとなっているわけです。

しかし、個人数が膨大であるとき、一々全てについて同意をとることはかなり煩雑なものでありまして、収集した情報について個人を特定できない状態にした場合には、第三者への提供や目的外利用を可能とすべきではないかという指摘がございます。

公的機関が保有するデータについて整備をすること、あるいはその利用について原則公開をし、包括的ライセンスの手続を整備するといった要望もございます。

最後に「人」に係る要望で、企画業務型裁量労働制について、対象業務が限定されていること、あるいは対象労働者というものが必ずしも明確でないという指摘があり、このため対象業務といったことについては、労使委員会で決議することを要件として、企業実務に適する形で対象業務の内容を決定できるようにすべきではないかという御要望がございます。

私からは以上でございます。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

資料3はいわば国民の声というところから、今、現実に規制・制度改革に関する要望等を生の形でお示ししました。先ほどの説明はその中から、議論になるであろう「お金」「モノ」「IT」「人」という切り口でまとめてみたところがございます。

これがいわば皆さまからの要望に基づいた切り口から御議論したらどうかという提案にも通じると思うのですが、この資料3について御意見がございましたら、お伺いさせていただきます。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 これは確認なのですが、資料3はもちろん本当に非常に本質的な問題から、ものすごく簡単に解決しそうな問題までいろいろ入っているわけですが、何か規制目的を自覚的に持った上でやっているに違いないと思われることから、例えば私がぱっと気がついたものでも、道路使用許可申請の様式が所轄の警察署によって違うというのは、わざと無理にそうすべきだと思ってやっているとはとても思えないようなものまで入っているわけですが、何となくこれをぱっと見ると、それぞれ法令の根拠があるわけでしょうから、法令の所管の役所の課とか係というものが当然あるはずで、そこにはこれらのものは行って、何か検討しますとか、していますという話があったのか、なかったのかというのをちょっと教えていただきたいのです。

というのは、私は自分自身が金融関係の法令は割と状況を知っているものですから、例えばこの中の幾つかは今、金融審議会のワーキンググループで既に検討に着手してい

るものも入っているように思いまして、そこらの棲み分けというのを教えていただきたいのと、それから、ここからいわば抽出した先ほどの説明ですが、その対象も何となく哲学的な対立があるとはとても思えないようなものと、そうは言っても簡単にそこを変えると大問題ではないかという意見がありそうなものとかが混在しているように感じたのですが、その辺はどういう整理にされたのか教えていただければと思います。

○中原参事官 資料3の寄せられている要望について、既に各省において検討されているもの、あるいは全く検討されていないものの棲み分けは現段階では全てできているわけではございません。しているものもあれば、恐らく今回が初めてというものもあるかと存じます。いずれにしましても、私どもは国民の声等々、こうした要望で内閣府に寄せられたものですので、各省との関係をこの段階から改めて仕切っていくということは最低限やらなければいけないことだという認識で進めたいと思っております。

大崎先生から簡単なものもあると御指摘いただきましたけれども、私からしますと、いつも簡単にできるものはあまりないなという思いでして、そんなに簡単かなという気もするのですが、その意味から言いますと全部難しいなと思っているのですけれども、経済対策の趣旨に鑑みまして、単純な何か手続を変えるだけということよりは、もう少し一定の効果というものが見込まれつつ、しかし必ずしもがっぷり四つで水入りで終わることでもないだろうと思われるものを選んで、検討の俎上に載せさせていただくということでございます。

○大室委員長代理 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。申し訳ございませんけれども、途中で退席させていただきますので、先にコメントをさせていただければと思います。

ある意味、今、非常に厳しい経済界の環境を考えると、哲学的な立場の違いに基づくような、いわゆる本当の大玉的なものはやっていただきたいのですけれども、多分今の状況からすると、それをやってでき上がる前に会社がなくなっているという状況だと思います。

そういう意味では、ある程度十分可能性のあるもので、なおかつ経済活性化ということですから、やはり「モノ」「お金」「人」ということであれば「モノ」。さらに「モノ」で言えば、前から指摘させていただいていますけれども、「モノ」がダイナミックに流れるためには、出るほうがダイナミックに処理されていかないと流れない。やはり廃棄物の問題というのは非常に大きいと思います。

例えば、産業廃棄物の許可の見直し。これはどういうものかというところ、あるトイレタリー、洗剤の会社だけではありませんがそういうところからの要望で、例えばある洗剤を作っている会社がある。ところが、販売会社が100%子会社。その製品を売ってクレームが出ると回収します。それは廃棄物になります。そうするとそれについては、「自ら処理」ということであれば許可がなく廃棄処理ができますから、生産会社であればそれはいいのですが、一旦販社に渡していますから、販社がクレームを受けたものを引き

取って処理するということになる。それは処理業の許可がない、だからできない、だから別途やらなければいけない、こういうことなのです。

ですから、そういうことを今の経済の実態から言えば 100%子会社で販社・製造を分けるとか、サービスを分けるというのもある意味では当然のこととして、正に経済活性化、ダイナミックな動きのためには必要ですので、そういうところについては見直しをどんどんしてもらいたい。

ここで必ず経済界は子会社という発想になる。もうちょっと行けば、持分適用でもいいではないかということになるのですが、ちょっとこれは私のある個人的な考えですけれども、最初は 100%子会社の場合に限ってでもいいのだと思うのです。そういうことでやってみて問題がなければそれは子会社にし、持分適用に拡大していくとか、とにかく何か動かないとこういうものは動かない。ここで1つ「モノ」が流れて行けば、生産なりものの流れはスムーズに行くということだと思います。

以上です。

○大室委員長代理 武井委員、どうぞ。

○武井委員 佐久間委員の話に私も賛成です。私は産業廃棄物の話は詳しくないのですが、示されている問題はいろいろな規制にある横串を刺した論点のようです。要は企業集団をまとめて規制をするということをやっていないで、一個一個の法人で見てしまっている規制がまだまだ山ほどあると。他方で、いろいろな会社法の改正とかもあって、別法人化しているものが一つの企業集団として構成された会社が多いわけです。

そのときに会社一つ一つの単位であくまで規制を見ていくのが良いのか、それとも企業集団全体で見ていって済む話が多いのではないかと。これは単に個別に直していないから放置されているものがまだまだあるように感じます。100%子会社に限らず連結子会社でもいいものもありましょうし、また 50・50 の合弁であっても 2 人親がいると考えると 2 人の親のジョイントで規律を考えて良いのではないかと。誰か親が面倒を見ているのだからそこを見て規制をかける。規制の先を親に集中させるという方向でやる形にシフトできるものがあると思うので、横串を刺して規制の棚卸しを考えるべきではないかと思っております。

○大室委員長代理 随分前もこれをやりましたよね。

○武井委員 他にも企業集団内のシェアードサービスの話とかもありますね。宿題が増えたかもしれませんが、まだ積み残しがあるのかなと思います。

○大室委員長代理 他にございますか。鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 初回なので、少し大きな視点からものを考えるのは重要かなと思っています。個別のいろいろな問題があるのですけれども、もう少し抽象化して、どれぐらい規制の重みがあるのかとか理念とか、どういう問題の在り方。今、武井先生もおっしゃったよ

うに、ある種の共通点をくくれるような問題とか、そういうことも少し私は考える必要があるのだと思います。

その中で実はすごく一見地味そうに見えるのですけれども、私は今、研究者でございますので、非常に重要だと思っているのは、公的機関が保有するデータの開示ということです。

例えば省庁や規制当局がこういういろいろな業務データを持っている。それはほとんど研究で使いません。そういうものが使えるようになると、非常に詳細な政策分析ができるのです。そうするとそれは規制の体系を変えていく大きな力になる。

公務員のことをシビルサーバントと言いますけれども、国民がプリンシパルとしたら、政府がエージェント。政府がちゃんとエージェントとしての機能を果たすためには、私はいつも一つしかないと言っているのです。それは政府の透明性だと思います。政府が徹底的に透明になれば、あらゆる問題が実は解決していくのです。政府を批判してあれをやれとかこれをやれとかということではなくて、透明性が確保されれば自然と解決していく。それは非常に強力な武器なのですけれども、政府はむしろいろいろなことをなるべく隠そうということでこれまでやってきている。それをどうやってこじ開けるか。案外非常に地味そうに見えるところが進めば、非常に変わってくる。全く変わると言っても、私は過言ではないと思います。

そういう意味においては、他の原則公開とか、こういうお話というのは、ある意味では他の課題とは性格が全く違う。理念的には、規制・制度改革の根本のものなのかなという感じがします。

それから、私は具体的な一つの例として、やや理念とかかわる規制ということで1点だけ申し上げたいのですけれども、出資規制、5%ルールの話です。ある特定のベンチャーの話が先ほどありました。非常に何か阻害しているということであれば、多分見直していく。それはいいと思うのです。

銀行が株を持つことに対する規制というのは、実はその国の経済システムの性格を根本的に決めるくらい大きな意味を持っています。アメリカの場合だと大恐慌のときに銀行支配というのが非常に強くて、もうそれはだめだ、そこから変えようということで、商業銀行の株式の保有を禁止するというので、そこから大きく変わったわけです。

この規制というのは、日本の場合は5%持っていたけれども、かつてメインバンクが非常に力を持っていた。その中でバブルの話があった、銀行の株式を保有するということはどういう意味があるのか、いろいろな問題があった。その中で保有が減ってきた。こういう流れというのはあるわけです。

そうした規制の根本を変えるときに、やはりこの規制は重い規制の一つだと思っているのです。そうしたときにこういうものを変えていく。いろいろな意味で慎重な議論というのも必要だし、思い切っているいろいろなケースで対応するところは、私はずばっとや

ればいいと思うのです。だから、背景が非常に軽いものから重いものまでこの中には非常にあるなど。ちょっと1例だけ申し上げただけです。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

この規制・制度改革の具体例が国民の声から上がっておりますが、この中には確かに大崎委員や鶴委員のおっしゃるような、重いものから軽そうなものまで入っていると思います。この部分を中心に議論をしていく格好になると思います。

これは私からの提案なのですが、次回各委員の皆さまの中で、限られた時間ではありますが、是非この部分については取り上げるべきだという要望がありましたら、事務局あてに提出していただけないですか。国民の声に寄せられている内容と、プラスこの委員の皆さまがお持ちになっている問題意識のそれぞれを整理しながら、議論を詰めていけたらいいのではないかと思います。この国民の声についての具体的な例で他に御意見ありませんか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 進め方という意味で、全くの私見ですけれども、先ほど挙げていただいたものについて今後議論を深める場合でも、単純に11月末の時点で変えるべきであると結論の出るものもあるかもしれませんが、他方でもう少し長期的に検討するべきで、こういう視点で検討をして欲しいという形でまとめるべきものも出てくるのではないかと思います。そこはまとめ方にレベル感があってもいいのかなと思いますし、そういうのがあったほうがよりいい。とにかくここに挙がったのは全部変えろという単純な一刀両断みたいにしてしまうと、せっかくここで議論しているのに、わからない人が勝手なことを言っているみたいになってしまうので、そこは我々自身が考える必要があるのかなと思いました。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

大きな意味ではそういう方向でやっていくことになると思います。

事務局、どうぞ。

○中原参事官 最終的には委員の皆様にご議論いただくことですが、基本的には大崎委員のおっしゃったとおりかと存じております。

○大室委員長代理 武井委員、どうぞ。

○武井委員 おっしゃるとおりだと思います。同時に各個別項目はたくさん上げるときりなくあると思うのですけれども、規制の改革のあり方というか、規制はゼロにはならないわけで、シフトのさせ方の問題なわけです。そのときに例えば先ほど大崎委員がおっしゃった、杓子定規なものになる運命になっている。これは規制の作り方の問題というのがあるわけですし、そういった規制を作るときにどうやるべきかという、短時間ですけれども、シンプルみたいなものを示したほうがいいのかなど。

例えば、規制の中でバスケット条項を作るというものなどは典型だと思うのですけれども、結局規制を作りました、規制に条文か何か書いてあります、適用する。その正に

相談を受ける官庁の現場の方等がその文言を見て適用・判断するとなったときに、何でもこういう趣旨があるのかということから距離が離れた方であればあるほど、結局これは大丈夫ですとは言えないという心理・動機が自然に形成されるわけです。こうした運用上の構造的側面について工夫することによっても、規制緩和が果たされることも少なくないと思います。単に実体法としての法規制の文面を直すことを繰り返す以外にもです。

規制がどういった形で実行されていくのか、上記のような心理・動機が形成される構造があることを踏まえ、ではそもそも最初に法規制を作る段階で何か工夫できる点はないのか。たとえば、この規制は基本的にこういう趣旨でできているという中で、かくかくしかじかの趣旨の観点から問題がないのだったらその限りではないみたいな規定を設けておく。そういった作り方が一案です。実際規制を運用する人が誰なのか、運用をする人がどういう考え方になるのかという現場目線での規制の作り方をしていけないと、いつまでもイタチごっこは終わらないのかなという気がします。

○大室委員長代理 新しい意味で、そういう部分の取り上げ方というのを次回も含めて議論をさせていただきたいと思います。

それでは、次回からの進め方とか日程について、事務局からお話をお願いします。

○中原参事官 資料4をお開きください。

本日第1回目の御議論を賜ったわけですがけれども、11月5日、11月15日、11月26日に第2回、第3回、第4回と開催しまして、それぞれ「お金」の動きの活発化、「モノ」の動きの活発化、「人」の動きの活発化ということで、関係者の皆さまからヒアリング等をさせていただきながら御議論をさせていただき、11月末を目途に差し当たり基本的な方向性について取りまとめをさせていただきまして、11月末の経済対策を踏まえた後に引き続き検討を深化する、あるいは残された課題について検討をしていただくということとさせていただければと存じます。

以上でございます。

○大室委員長代理 このワーキンググループそのものは設置されているのは3月までですか。

○中原参事官 終わりは6月末です。

○大室委員長代理 成長戦略という目的もあるので、11月末までに基本的方向性を打ち出して、その後に各省折衝等に入ってまいりますので、最終的な期限が6月末という考えでいいのですね。6月末までに各省折衝を含めて具体的に変更点あるいは規制緩和するところは皆様のお力も借りいくことになると思います。ここに藤本副大臣がおられますが、副大臣と一緒に各省折衝に入る。前はそういう形までとったのです。ですから、このワーキンググループあるいは規制・制度改革委員会委員の皆さまを含めて、各省折衝について、いわば全体で内閣府を後押しするような形で是非進めていけたらいいなと思っております。

大体、日程的にはそのようになりますか。

○中原参事官 補足をさせていただきますと、経済対策に盛り込むものとしまして、差し当たりできる限り具体化を賜りつつ、11月末日途に取りまとめ、その後、残された課題ですとか、11月末の検討内容を深化させる必要があると思われるようなものについては、さらに2段階で御検討をしていただきまして、6月末までのいずれかの段階で、各省協議等々踏まえながら何らかの最終政府決定にいただきたいということでございます。

○大室委員長代理 佐久間委員のように、現下の経済情勢の中で、緊急性の高いものについては、この11月末までに何らかの意味で取りまとめをした上で、その後は、このワーキンググループが存在する中で一つでも2つでも改革すべき項目を整理していければいいという、そういうスケジュール感で進めさせていただければと思っておりますが、何か御意見はございますか。よろしゅうございますか。

では、そういう進め方で対応させていただければと思います。特に11月は3回、議論があるといった場合には、このワーキングの皆様にも臨時にお願いすることがあるかもしれないけれども、そのときはできる限り参加していただければと思っております。

○中原参事官 次回は11月5日10時から、この庁舎4階第2特別会議室で開催させていただければと存じます。

○大室委員長代理 それでは、今日の議題については滞りなく議論をさせていただいたと思います。次回は11月5日10時からこの庁舎の4階第2特別会議室で開催をいたします。是非全員の方に参加していただきたいし、必要があれば各自皆さまに、事前に資料の配付等をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これにて本日のワーキングを終わらせていただきたいと思います。どうもお忙しい中ありがとうございました。